大田原市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律事務取扱要領 (趣旨)

第1条 この要領は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)の施行に関し、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は特に定めるものを除き、法及び建築基準 法(昭和25年法律第201号)に定義するものとする。

(チェックリストの添付)

第3条 特定建築物を建築(用途の変更をして特定建築物にすることを含む。)、大規模の修繕及び大規模の模様替えをしようとする者(以下「特定建築物の建築等をしようとする者」という。)は、建築基準法第6条第1項による建築確認申請又は同法第18条第2項による計画通知(以下「建築確認申請」という。)に建築物移動等円滑化基準への適合状況を明らかにした建築物移動等円滑化基準チェックリスト(様式第1号。以下「チェックリスト」という。)を添付するものとする。

(特定建築物の建築等における努力義務)

- 第4条 市長は、次の各号の指導又は助言を行うものとする。
  - (1) 添付されたチェックリストを建築確認申請等の書類により可能な範囲で審査し、補正が必要と認めたときは、その内容を示して特定建築物の建築等をしようとする者へ補正を指導するものとする。
  - (2) 添付されたチェックリストの設計内容が、特定建築物の規模、構造、周囲の環境等により合理的又はやむを得ないものと認められない場合は、その内容、理由を示して設計を再検討する等、建築物移動等円滑化基準に適合するものとなるように特定建築物の建築等をしようとする者を指導するものとする。
  - (3) 添付されたチェックリストの設計内容で、軽易な設計の見直しにより建築物移動等 円滑化誘導基準に適合することができると認められる場合は、特定建築物の建築等を しようとする者に建築物移動等円滑化誘導基準に適合するものとなるよう検討するよ う指導するものとする。その場合において、法第17条第1項の認定を受け、各種の 助成措置をうけることも可能である旨、併せて助言するものとする。
- 2 特定建築物の建築等をしようとする者は、前項各号の指導又は助言を受け入れ、計画 の変更等を検討するため必要な場合は、建築主事へ確認申請等の処分の保留を申し出る ことができる。

(特別特定建築物に対する基準適合命令)

第5条 市長は、特別特定建築物で床面積(増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあ

- っては、当該増築若しくは改築又は用途変更に係る部分の床面積)の合計が2,000 m<sup>2</sup>以上のもので、建築物移動等円滑化基準に違反している事実が認められるときは、特 別特定建築物の建築又は維持保全をする者に対して、特別特定建築物に対する基準適合 命令書(様式第2号)に基づき是正するよう命ずることができる。
- 2 前項の命令を行う場合は、必要に応じて特別特定建築物の建築又は維持保全をする者 に建築物移動等円滑化基準に関する事項について報告を求め、又は市長の委任を受けた 職員が特別特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特別特定建築物、建築設備、 書類その他物件を検査し、その内容を把握するものとする。
- 3 前項により報告を求める場合は、特別特定建築物報告請求書(様式第3号)により、 その結果を市長へ報告する場合は、特別特定建築物報告書(様式第4号)により行うも のとする。

(計画の認定前の事前協議)

第6条 法第17条第1項の認定(以下「計画の認定」という。)を受けようとするときは、原則として申請に先立ち建築物移動等円滑化誘導基準への適合状況を明らかにした建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト(様式第5号)及び関係設計図書等により、市長との事前協議を行うこととする。

(計画の認定申請)

- 第7条 計画の認定を受けようとする者は、計画の認定申請を省令第8条によるほか、次 の各号により申請しなければならない。
  - (1) 申請書に添える図書のうち、次に掲げる図書の縮尺はそれぞれ次のとおりとしなければならない。

イ 付近見取図 任 意

口 配置図 1/100~1/1000

ハ 各階平面図 1/50~1/400

二 断面図 1/10~1/100

ホ 構造詳細図 1/10~1/100

- (2) 建築物移動等円滑化誘導基準への適合状況を明らかにするために特に必要があるときは、省令第8条の表に掲げる図書のほか、市長が必要と認める図書を添えるものとする。
- (3) 申請書に添える図書は、日本工業規格によるA4の大きさとする。
- (4) 維持保全計画届(様式第6号)は、原則として認定時に添付するものとする。ただし、未定の場合は、特定建築物の建築の完了までに作成するものとし、作成後速やかに市長へ届け出なければならない。
- 2 確認申請との併願によらないで計画の認定を受けようとする場合は、前項を準用する ものとする。

(適合通知)

- 第8条 市長は、建築確認申請と併せて計画の認定申請があった場合の法第17条第5項 の規定による建築主事への通知は、認定建築物計画通知書(様式第7号)に確認申請書 正副各1部を添えて行うものとする。
- 2 建築主事は、法第17条第6項の規定により市長に通知するときは、認定建築物適合 通知書(様式第8号)に確認済証及び確認申請書の副本を添えて行うものとする。
- 3 建築主事は、適合通知後は確認申請正本は保管し、建築計画概要書は閲覧に備えるものとする。

(計画の認定)

- 第9条 市長は、計画の認定申請があった場合において、第8条第2項に基づく適合通知 を受け次の各号を満たす場合は、計画の認定をするものとする。
  - (1) 特定施設が建築物移動等円滑化誘導基準に適合していること。
  - (2) 不特定かつ多数の者が利用する室が高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮されていると認められること。
  - (3) 維持保全の計画又は計画の予定が定められていること。
  - (4) 資金計画が適切なものと認められること。
  - (5) 周辺の公共施設等との状況において支障がないこと。
  - (6) 法第17条第4項の適合通知を受ける旨の申し出をした申請(以下「併願申請」という。)にあっては、建築主事からの適合通知を受けていること。
- 2 市長は、申請に係る計画が前項各号に適合しないと認めたときは、その理由を明示した文書をもって認定しない旨の通知書(様式第9号)により通知するものとし、併願申請のときは、併せて別途建築確認申請を行い建築確認を受ける必要のある旨を説明するものとする。

(計画の変更の認定)

- 第10条 計画の認定を受けた者(以下「認定建築主等」という。)が認定建築物の計画 を変更する場合は、変更の内容を市長へ申し出て、変更の内容が法第18条第1項の計 画の変更の認定を要するか否かについて市長と協議を行うものとする。
- 2 法第18条第1項の計画の変更の認定を受けようとする認定建築主等は、計画認定変 更申請書(様式第10号)正副各1通に省令第8条の表の図書の変更に係わる部分につ いて、変更前、変更後を明示した図書をそれぞれ添えて提出しなければならない。
- 3 前項の計画の変更の認定をする場合は、認定建築主等あてに、計画認定変更通知書( 様式第11号)により通知するものとする。
- 4 前項の申請書の取り扱い等は、前条及び次条を準用するものとする。

(認定後の報告等)

第11条 市長は、認定建築主等に対し、認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況について認定建築物報告請求書(様式12号)により報告を求めることができる。

- 2 前項の規定により報告を求められた認定建築主等は、認定建築物報告書(様式第13号)により報告しなければならない。
- 3 認定建築主等は、認定建築物の工事が完了した場合は建築基準法第7条に基づく検査 を受けなければならない。
- 4 前項の規定による検査を行った建築主事は、その結果について建築物工事完了検査結 果報告書(様式第14号)により、市長に報告するものとする。
- 5 市長は、認定建築物が認定を受けた計画に基づき適切に工事が完了していないと認める場合は、その改善に必要な措置をとるよう求めることができる。

(改善命令)

- 第12条 市長は、認定建築主等が計画の認定を受けた計画に従って認定建築物の建築等 又は維持保全を行っていないと認めた場合は、法第21条に基づき、当該認定建築主等 に対し改善を命ずることができる。
- 2 前項の場合は、認定建築物改善命令書(様式第15号)により認定建築主等に通知するものとする。

(計画の認定の取消し)

- 第13条 市長は、法第22条に基づき、前条の命令の後、相当の期間を経過しても改善されないと認めた場合は、認定を取消すことができる。
- 2 前項の場合は、認定取消通知書(様式第16号)により認定建築主等あてに通知する ものとする。

(計画の認定の取り下げ等)

- 第14条 計画の認定(変更の認定申請をした場合を含む。)を申請した者は、市長が認定をする前に、当該申請を取り下げようとするときは、取り下げ届(様式第17号)により、市長に届け出るものとする。
- 2 認定建築主等は、認定建築物の工事を取りやめようとするときは、取りやめ届(様式 18号)に認定通知書(計画の変更認定を受けた者にあっては、変更認定通知書)を添 えて、市長に届け出るものとする。

(既存の特定建築物に設ける昇降機についての建築基準法の特例)

- 第15条 法第23条第1項の計画の認定を受けようとする者は、昇降機設置特例認定申請書(様式第19号)正副各1通に建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第1条の3第1項の表1中(い)欄、(ろ)欄及び(は)欄に掲げる図書並びに第4項の表1中の昇降機の欄に掲げる図書を添えて申請するものとする。
- 2 前項により認定をする場合は、第6条及び第7条第1項を準用するものとする。 (委任)
- 第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成24年4月1日から実施する。